

報告事項 1

令和 2 年度 事業計画

令和 2 年 6 月 4 日

一般社団法人東京都計量協会

1 運営方針

令和 2 年が始まりそうな時期から報道され始めた、新型コロナウイルスがここまで猛威を振るうとは、だれが想像できたでしょうか。5 月の大型連休を緊急事態宣言で、ステイ・ホームを余儀なくされている昨今だが、われわれ計量団体の任務である地域社会の公正、安全の維持に係るシステムの構築と持続的維持管理の重要性は常に変わることはない。会員の事業の安定的な発展を目指し、地域の計量の安全確保を確実なものとするべく地道な活動を継続していくことが重要である。

このような認識の下、計量制度の見直しとして平成 28 年 11 月の計量行政審議会答申を受け、政省令が改正された。具体的には指定検定機関への民間参入促進のため器差検定を中心に行う指定検定機関の区分追加や適正な計量の確保を目的とした自動はかりの「特定計量器」への追加、そして国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式承認に一定の基準を確保した機関が発行した試験成績書の受入れ・活用や検定証印・定期検査済証印の表記・表示方法の改訂及び一般計量士の資格認定コースの実務経験年数の短縮化等である。

当会は東京都の受託事業を中心に毎年かなりの規模の検査事業を開催すると共に会員相互の意思の疎通や情報交換から繋がる計量管理に関する講習会の開催及び調査研究を通じた都民の計量文化の向上に寄与することを目的としている。

令和 2 年度はさらに充実した協会活動を開催し、新たな取り組みにも挑戦し「都民の計量の安全・安心」の更なる確保に邁進していく。

2 事業計画

(1) 計量思想普及、啓発事業の実施

- 1) 東京都計量検定所に協力し、区、市で開催される消費生活展等に参加して計量思想の普及を図る。
- 2) 機関紙発行、ホームページの充実等、都民及び計量関係者に幅広い計量情報を提供するとともに、研修会開催などを通じた教育活動を行う。
- 3) 東京都と協力し実施している「出前計量教室」等に、より積極的に参画、事業の継続性確立を目指す。
- 4) 東京都計量検定所と共同し、小学生に「重さ」、「長さ」などを体験してもらう機会を提供する目的で、新たに「ジュニア計量学校」と称する、教育カリキュラム

の作成をお茶の水女子大学付属小学校に依頼し、実施する。

(2) 計量記念日事業の実施

- 1) 11月1日の計量記念日に東京都生活文化局と共に「都民計量のひろば」を開催し、都民への広範な計量の普及啓発を行う。
- 2) 11月、計量協調月間に「計量記念日のつどい」を開催して記念日の意義高揚を図る。

(3) 指定定期検査機関等の業務の実施

- 1) 東京都指定定期検査機関等として、2トンを超える大型はかり、250kg～2トンまでの中型はかり、都内2／3の小型はかりの定期検査を実施し、適正計量の確保に資する。
- 2) 同じく、計量証明検査を行い適正計量の確保に資する。
- 3) 中核市である八王子市指定定期検査機関として、定期検査業務を受託し適正計量を推進する。

(4) 適正計量推進事業の実施

- 1) 計量器ユーザーの依頼による計量器の検査、量目管理、保守点検、コンサルティング等を事業とし適正計量の確保を図る。
- 2) 計量器の検定、検査申請事務、会員団体等の事務を受託し業界振興に尽くす。
- 3) 東京都計量関係手数料等徴収事務を受託し、実施する。
- 4) 東京都の実施するタクシーメーター装置検査業務につき、その検査補助業務（港南検査場・深川検査場）を受託し、検査業務の円滑化に資する。
- 5) 計量器ユーザーへの情報提供、交流を目指し、また消費者に対する計量教育の充実を図る。

(5) 計量に関する研修、見学会の開催

- 1) 計量器コンサルタント研修会、計量情報講習会等を開催して知識の向上を図る。
- 2) 適正計量管理事業所等の見学会を開催し知識の向上、視野の拡大等に資する。

(6) 計量に関する諸問題の調査、研究

- 1) 新時代対応型の検査、自主管理体制のあり方を研究し、次代の適正計量の維持システム構築に資する。
- 2) 部会活動を助成し、都計量業界の実情を把握して今後の計量界の発展に資する。

(7) 関係官公庁及び関係団体との協調、協力及び交流

東京都計量検定所、(一社)日本計量振興協会をはじめ関係官公庁及び関係団体と連携を密にし、協調、協力して「計量の安全」の前進を図る。

(8) 表彰及び表彰候補者の推薦

計量関係功労者の表彰を行うとともに各種表彰の候補者を推薦し中小事業者の振興に資する。